

大阪市規則第65号

職員の旅費に関する条例施行規則

職員の旅費に関する条例施行規則（昭和33年大阪市規則第9号）の全部を改正する。

職員の旅費に関する条例施行規則

（趣旨）

第1条 この規則は、別に定めるもののほか、職員の旅費に関する条例（令和7年大阪市条例第20号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義等）

第2条 この規則における用語の意義は、条例の例による。

2 この規則において「何級の職務」という場合には、職員の給与に関する条例（昭和31年大阪市条例第29号。以下「給与条例」という。）第4条第1項第1号に規定する行政職給料表（以下「行政職給料表」という。）による当該級の職務（行政職給料表の適用を受けない者にあつては、これに相当する職務）をいうものとする。

3 前項に規定する行政職給料表の適用を受けない者の行政職給料表による各級の職務に相当する職務については、次に定めるところによる。

(1) 行政職給料表以外の給料表の適用を受ける職員については、当該職員の職務の級又は号給に応じ、別表第1に定める行政職給料表による各級の職務に相当するものとする。

(2) 給与条例第23条に規定する臨時的任用職員については、行政職給料表による3級以下の職務に相当するものとする。

(3) 地方公営企業の管理者については、行政職給料表による8級の職務に相当するものとする。

(4) 一般職の非常勤の職員の給与及び費用弁償に関する条例（平成31年大阪市条例第25号）第1条に規定する会計年度任用職員（同条例第14条の規定の適用を受ける者を除く。）その他前3号に規定する職員以外の職員については、その者の職務及び行政職給料表の適用を受ける者との権衡を考慮して市長が定める。

（市長等に相当する職務にある者）

第3条 条例第2条第2号の市規則で定める職員は、教育長、教育委員会委員、選挙管理委員、監査委員、人事委員会委員及び固定資産評価審査委員会委員並びにこれらに相当する職務にある者で市長が定めるものとする。

（附属の島）

第4条 条例第2条第3号に規定する市規則で定める附属の島は、本州、北海道、四国及び九州に

附属する島とする。

(赴任旅費が支給される場合)

第5条 条例第2条第6号ただし書の市規則で定める場合は、次に掲げる場合で、市長がその赴任について旅費の支給を必要と認めたときとする。

- (1) 職員が都道府県の地域間にわたって赴任する場合
- (2) 職員が本邦から外国に赴任し、又は外国から本邦に赴任する場合
- (3) 前2号に掲げる場合に準ずる場合として総務局長が定める場合

(休暇帰国に係る旅費の支給)

第6条 条例第3条第2項第7号の市規則で定める場合は、その休暇帰国につき任命権者の許可を受けた場合とする。

(旅行命令の変更を受けた場合等における旅費)

第7条 条例第3条第4項の市規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 条例第3条第2項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、傷病その他やむを得ない事情により旅行を中止し、又は変更したとき
- (2) 条例第3条第1項及び第2項(第1号、第3号及び第7号に係る部分に限る。)の規定により旅費の支給を受けることができる職員がその家族の旅行について条例第13条、第15条第1項並びに第18条第1項及び第3項に基づく旅費の支給を受けることができる場合であって、当該家族が死亡又は傷病その他やむを得ない事情により旅行を中止し、又は変更したとき

2 条例第3条第4項の市規則で定める金額は、条例第20条第2項の規定により旅費を支給する場合を除くほか、次に掲げる金額とする。

- (1) 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費(家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。)については、条例第6条第1項各号、第7条第1項各号、第8条第1項各号及び第9条各号に掲げる各費用について、当該各条及び条例第4条の規定により計算した額と現に支払った額で所要の払戻し手続をとったにもかかわらず払戻しを受けることができない額又は所要の取消手続をとったにもかかわらずなお支払う必要がある額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額の合計額
- (2) 宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費(宿泊手当に相当する部分を除く。)、家族移転費(宿泊手当に相当する部分を除く。)及び渡航雑費については、当該各種目について条例第4条、第10条、第11条、第13条、第14条、第15条第1項及び第16条の規定により計算した額と現に支払った額で所要の払戻し手続をとったにもかかわらず払戻しを受けることができない額又は所要の取消手続をとったにもかかわらずなお支払う必要がある額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額の合計額

- (3) 前2号に掲げる金額のほか、手数料その他の旅行命令の変更等に伴い支給する必要があるものとして第9条第1項に規定する旅行命令権者が認めた額
(旅費額を喪失した場合における旅費)

第8条 条例第3条第5項の市規則で定める事情は、次に掲げる事情とする。

- (1) 交通事故その他の条例第3条第5項に規定する者の責めに帰することができない事情
(2) 前条第1項第2号に規定する旅費の支給を受けることができる場合における当該家族の旅行中の天災又は交通事故その他の当該職員若しくは家族の責めに帰することができない事情

2 条例第3条第5項の市規則で定める金額は、次に掲げる金額とする。

- (1) 現に所持していた旅費額（交通手段を利用するための乗車券、乗船券、航空券等で当該旅行について購入したものを含む。次号において同じ。）の全部を喪失した場合には、その喪失した時以後の旅行を完了するため条例の規定により支給することができる額
(2) 現に所持していた旅費額の一部を喪失した場合には、前号に規定する額から喪失を免れた旅費額を差し引いた額

(旅行命令)

第9条 条例第3条第1項の規定に該当する旅行は、任命権者（旅行者が市会議員である場合にあっては、大阪市会議長（以下「議長」という。）。第21条第5項において同じ。）又はその委任を受けた者（以下「旅行命令権者」という。）の発する旅行命令によって行われなければならない。

2 旅行命令権者は、電信、電話、郵便等の通信による連絡手段によっては公務の円滑な遂行を図ることができない場合で、かつ、予算上旅費の支出が可能である場合に限り、旅行命令を発することができる。

3 旅行命令権者は、既に発した旅行命令の変更をする必要があると認める場合で、前項の規定に該当する場合には、自ら又は次条第1項若しくは第2項の規定による旅行者の申請に基づき、その変更をすることができる。

4 旅行命令権者は、旅行命令を発し、又はその変更をするには、旅行命令簿に当該旅行に関する事項の記載又は記録をし、当該事項を当該旅行者に通知してしなければならない。ただし、旅行命令簿に当該事項の記載又は記録をするいとまがない場合には、この限りでない。

5 前項ただし書の規定により旅行命令簿に記載又は記録をしなかった場合には、できるだけ速やかに旅行命令簿に同項に定める事項の記載又は記録をしなければならない。

(旅行命令に従わない旅行)

第10条 旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令（前条第3項の規定により変更を受けた旅行命令を含む。以下この条において同じ。）に従って旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令権者に旅行命令の変更の申請をしなければならない。

2 旅行者は、前項の規定による旅行命令の変更の申請をするいとまがない場合には、旅行命令に従わないで旅行した後、できるだけ速やかに旅行命令権者に旅行命令の変更の申請をしなければならない。

3 旅行者が、前2項の規定による旅行命令の変更の申請をせず、又は申請をしたがその変更が認められなかった場合において、旅行命令に従わないで旅行したときは、当該旅行者は、旅行命令に従った限度の旅行に対する旅費のみの支給を受けることができる。

(旅費の請求手続)

第11条 旅費(概算払に係る旅費を含む。)の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするものは、当該旅費に係る支払を証明するに足る資料その他市長が必要と認める資料を市長に提出しなければならない。この場合において、当該資料の全部又は一部を提出しなかった者は、その請求に係る旅費のうちその資料を提出しなかったため、その旅費の必要が明らかにされなかった部分の支給を受けることができない。

(鉄道賃)

第12条 条例第6条第1項の市規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 鉄道事業法(昭和61年法律第92号)第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道に類するもの
- (2) 軌道法(大正10年法律第76号)第1条第1項に規定する軌道に類するもの
- (3) 外国における前2号に掲げるものに相当するもの

2 条例第6条第1項第5号の市規則で定める職員は、6級以上の職務にある者及び給与条例第4条第1項第5号に規定する消防職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が5級であるもの(以下「5級消防職員」という。)とする。

3 条例第6条第2項の市規則で定める額は、内国旅行の場合であって運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最下級(市長等及び指定職給料表の適用を受ける者が移動する場合には、最上級)、外国旅行の場合であって運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最上級(等級が3以上に区分された鉄道により5級以下の職務にある者(5級消防職員を除く。)が移動する場合には、最上級の直近下位の級)の運賃の額とする。

(船賃)

第13条 条例第7条第1項の市規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 海上運送法(昭和24年法律第187号)第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶に類するもの
- (2) 外国における前号に掲げるものに相当するもの

2 条例第7条第1項第4号の市規則で定める職員は、6級以上の職務にある者及び5級消防職員

とする。

- 3 条例第7条第2項の市規則で定める額は、内国旅行の場合であって運賃の等級が区分された船舶により移動するときは最下級(市長等及び指定職給料表の適用を受ける者が移動する場合には、最上級)、外国旅行の場合であって運賃の等級が区分された船舶により移動するときは最上級(等級が3以上に区分された船舶により5級以下の職務にある者(5級消防職員を除く。)が移動する場合には、最上級の直近下位の級)の運賃の額とする。

(航空賃)

第14条 航空賃は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令権者が航空機の利用を許可した場合に限り支給する。

- 2 条例第8条第1項の市規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

(1) 航空法(昭和27年法律第231号)第2条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機に類するもの

(2) 外国における前号に掲げるものに相当するもの

- 3 条例第8条第2項の市規則で定める額は、運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。ただし、次の各号に掲げる場合は、当該各号に定める額とする。

(1) 外国旅行の場合であって、運賃の等級が3以上に区分された航空機により市長等、指定職給料表の適用を受ける者及び8級の職務にある者が移動するとき 最上級の直近下位の級の運賃の額

(2) 外国旅行の場合であって、運賃の等級が2に区分された航空機により市長等、指定職給料表の適用を受ける者及び8級の職務にある者が移動するとき 上級の運賃の額

(宿泊費基準額等)

第15条 条例第10条の市規則で定める額は、国家公務員等の旅費支給規程(昭和25年大蔵省令第45号。以下「省令」という。)別表第2に定める額とする。この場合において、同表中「内閣総理大臣等」とあるのは「市長等」と、「指定職職員等」とあるのは「指定職給料表の適用を受ける者」と、「職務の級が10級以下の者」とあるのは「8級以下の職務にある者」と読み替えるものとする。

- 2 条例第10条ただし書の市規則で定める場合は、内国の宿泊にあつては、現に支払った費用の額が宿泊費基準額を超える場合であつて、旅行命令権者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときとする。

(1) 旅行の目的たる用務のため主催者側の提供に係る宿泊施設に宿泊することを義務付けられているとき

(2) 公務の円滑な運営上支障のない範囲及び条件において検索し、その結果から最も安価な宿泊施設を選択するとき

3 条例第10条ただし書の市規則で定める場合は、外国の宿泊にあっては、現に支払った費用の額が宿泊費基準額を超える場合であって、旅行命令権者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときとする。

- (1) 旅行の目的たる用務のため主催者側の提供に係る宿泊施設に宿泊することを義務付けられているとき
- (2) 公務の円滑な運営上支障のない範囲及び条件において検索し、その結果から最も安価な宿泊施設を選択するとき
- (3) 為替相場の変動その他旅行命令を発した時には通常予見することのできない事情があったとき

(宿泊手当の定額等)

第16条 条例第12条の市規則で定める1夜当たりの定額は、省令別表第3に定める額とする。

2 宿泊手当の額は、条例の規定により支給される宿泊費又は包括宿泊費について次の各号に掲げる場合に該当するときは、前項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる額とする。

- (1) 朝食又は夕食に係る費用のいずれかに相当するものが含まれる場合 前項で定める定額の3分の2の額
- (2) 朝食及び夕食に係る費用に相当するものが含まれる場合 前項で定める定額の3分の1の額

3 移動中に宿泊する場合の宿泊手当の額は、前2項の規定にかかわらず、その移動の到着地に応じ、省令別表第3に定める額とする。ただし、条例の規定により支給される鉄道賃、船賃、航空賃又はその他の交通費（包括宿泊費及び家族移転費のうちこれらに相当するものを含む。）に食費に相当するものが含まれる場合には、当該額の3分の1の額とする。

4 旅行者が、旅行中自宅（住所又は居所若しくはこれに相当する場所をいう。）に宿泊する場合には、前3項の規定にかかわらず、宿泊手当は支給しない。

(転居費の算定方法等)

第17条 条例第13条の市規則で定める方法は、次に掲げる方法とする。ただし、外国旅行においては、別表第2に定める容積又は重量の範囲内において算定した額とする。

- (1) 運送業者が家財の運送を行う場合には、複数の運送業者に見積りをさせ、かつ、その中から最も経済的なものを選択するときに限り、当該運送に要する額を転居費の額とする方法
- (2) 旅行者が宅配便又は自家用自動車若しくは道路運送法（昭和26年法律第183号）第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車その他これらに類するものを利用して家財の運送を行う場合には、当該運送に要する額を転居費の額とする方法。ただし、当該運送に要する額が運送業者に依頼したものとして前号の規定により算定した額を超えるときは、当該額とする。

2 前項の算定に当たっては、条例の規定により他の種目として支給を受ける費用その他の市の経費による支給が適当でない費用として総務局長が定めるものを除くものとする。

3 職員又は家族が他から赴任に係る旅費の支給又はこれに相当する金額の支払を受ける場合には、前2項の規定により算定した転居費の額から当該支給又は当該支払を受ける金額を差し引くこととする。

(家族移転費)

第18条 条例第15条第1項第2号アの市規則で定める場合は、同号アに規定する移転につき任命権者の許可を受けた場合とする。

2 前項の規定は、条例第15条第1項第2号イからエまでの市規則で定める場合について準用する。

3 条例第15条第1項第2号エの市規則で定める者は、第1項(前項において準用する場合を含む。)の許可を受けて同号ア又はイに規定する移転をした者とする。

(渡航雑費の細則)

第19条 条例第16条の市規則で定める費用は、次に掲げる費用(公務のため特に必要とするものに限る。)とする。

(1) 保険料

(2) 医薬品の購入に係る費用

(3) 携行品の購入に係る費用

(4) 健康診断その他の医療機関での受診に係る費用

(5) 条例第16条に規定する費用に類する又は付随する費用

(6) 前各号に掲げる費用のほか、旅行者の負担とすべきでないものとして総務局長が定める費用

(死亡手当の定額)

第20条 条例第17条の市規則で定める定額は、省令別表第5に定める額とする。

(退職者等の旅費の細則)

第21条 条例第18条第1項に規定する旅費は、退職等となった職員が退職等の日の翌日から3月以内に当該退職等に伴う旅行又は本邦への帰住をする場合に限り支給する。

2 条例第18条第1項の市規則で定めるものは、次に掲げる旅費とする。

(1) 条例第3条第2項第1号の規定により旅費を支給する場合には、次に掲げる旅費

ア 職員が出張のための内国旅行中に退職等となった場合には、出張の例に準じ、退職等となる前の職務に従事する者として退職等の日にいた地から旧在勤地に旅行するものとして計算した旅費

イ 職員が赴任のための内国旅行中に退職等となった場合には、赴任の例に準じ、退職等となる前の職務に従事する者として退職等の日にいた地から新在勤地に旅行するものとして計算

した旅費

(2) 本邦に出張のための外国旅行中の外国在勤の職員が条例第3条第2項第1号の規定に該当する場合において、同号の規定により旅費を支給するときは、当該職員の本邦への出張における出張地を旧在勤地とみなして前号アの規定に準じた旅費のほか、次号ウ又はエ及び次項の規定に準じた旅費

(3) 条例第3条第2項第3号の規定により旅費を支給する場合には、次に掲げる旅費

ア 外国在勤の職員がその在勤地において退職等となった場合には、赴任の例に準じ、退職等となる前の職務に従事する者として旧在勤地から本邦内の地に旅行するものとして計算した旅費（着後滞在費を除く。）

イ 本邦在勤の職員が出張のための外国旅行中に退職等となった場合には、出張の例に準じ、退職等となる前の職務に従事する者として出張地から本邦内の地に旅行するものとして計算した旅費

ウ 外国在勤の職員が出張のための外国旅行中に退職等となり、出張地から旧在勤地を経由しないで当該退職等に伴う旅行をした場合には、次に掲げる旅費

(7) イの規定に準じた旅費

(8) 家財又は家族を旧在勤地から本邦に移転する必要がある場合には、(7)に掲げる旅費のほか、赴任の例に準じ、退職等となる前の職務に従事する者として旧在勤地から本邦内の地に旅行するものとして算定した転居費及び家族移転費

エ 外国在勤の職員が出張のための外国旅行中に退職等となり、出張地から旧在勤地を経由して当該退職等に伴う旅行をした場合には、次に掲げる旅費

(7) 出張の例に準じ、退職等となる前の職務に従事する者として出張地から旧在勤地に旅行するものとして計算した旅費

(8) アの規定に準じた旅費

3 前項第3号の規定に該当する場合を除くほか、職員が外国旅行中において退職等となった場合において条例第3条第2項第3号の規定により支給する旅費は、前項第3号の規定に準じて総務局長が定める。

4 条例第18条第1項の場合において、退職等となった職員が家族を移転するときは、前2項の規定による旅費に、転居費のうち家族の転居に要する費用及び家族移転費に相当するものを加えるものとする。

5 任命権者は、天災その他やむを得ない事情がある場合には、第1項に規定する期間を延長することができる。

(遺族等の旅費の細則)

第22条 条例第18条第2項の市規則で定めるものは、次に掲げる旅費とする。

- (1) 本邦在勤の職員が条例第3条第2項第2号の規定に該当する場合において、同号の規定により旅費を支給するときは、次に掲げる旅費
 - ア 職員が出張のための内国旅行中に死亡した場合には、出張の例に準じ、職員が遺族の居住地（外国在住の遺族の場合には、本邦における外国からの到着地）と死亡地との間を往復するものとして計算した旅費
 - イ 職員が赴任のための内国旅行中に死亡した場合には、アに掲げる旅費のほか、赴任の例に準じ、職員が死亡地から新居住地に旅行するものとして計算した旅費
- (2) 本邦に出張のための外国旅行中の外国在勤の職員が条例第3条第2項第2号の規定に該当する場合において、同号の規定により旅費を支給するときは、次号アの規定に準じた旅費
- (3) 条例第3条第2項第4号の規定により支給する旅費は、次に掲げる旅費
 - ア 出張の例に準じ、職員が遺族の居住地と死亡地との間を往復するものとして計算した旅費
 - イ 職員が赴任のための外国旅行中に死亡した場合には、アに掲げる旅費のほか、赴任の例に準じ、職員が死亡地から新居住地に旅行するものとして計算した旅費
- (4) 条例第3条第2項第5号の規定により支給する旅費は、赴任の例に準じ、職員が居住地から帰住地（本邦内の地に限る。）に旅行するものとして算定した転居費及び家族移転費（着後滞在費に相当する部分を除く。）
- (5) 条例第3条第2項第6号の規定により支給する旅費は、出張の例に準じ、職員が居住地と死亡地との間を往復するものとして計算した旅費

2 遺族が前項第1号から第4号までに規定する旅費の支給を受ける順位は、条例第2条第8号に掲げる順序により、同順位者がある場合には、年長者を先にする。

（休暇帰国の旅費の細則）

第23条 条例第18条第3項の市規則で定めるものは、出張の例に準じ、職員が在勤地と大阪市役所との間を往復するものとして計算した旅費とする。

2 条例第18条第3項に規定する場合において、職員が休暇帰国に際し家族を随伴する場合には、前項に規定する旅費に、家族移転費（着後滞在費に相当する部分を除く。）に相当するものを加えるものとする。

（給与の種類）

第24条 条例第21条第3項に規定する給与の種類は、給料、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び管理職員特別勤務手当又はこれらに相当する給与とする。

（適正な執行の確保）

第25条 市長は、条例及びこの規則（以下「条例等」という。）の適正な執行を確保するため、旅費（市議員及び教育委員会所管の学校（幼稚園を含む。以下同じ。）の職員に係るものを除く。）の支給に関し、任命権者に対して、条例等の執行状況に関する資料若しくは報告を求め、実地調査を行い、又は条例等の執行について必要な措置を求めることができる。

2 議長は、市議員に係る旅費の支給について、条例等の適正な執行を確保するために必要があると認める場合には、当該旅費に係る調査その他適切な措置を講ずるものとする。

3 前項の規定は、教育委員会所管の学校の職員に係る旅費の支給について準用する。この場合において、同項中「議長」とあるのは「教育長」と、「市議員」とあるのは「教育委員会所管の学校の職員」と読み替えるものとする。

（勤務場所等以外の地を出発地又は到着地とする場合の旅費）

第26条 勤務場所、住所若しくは居所又は旅行地（以下この項において「勤務場所等」という。）以外の地を出発地として旅行する場合における旅費の支給額は、勤務場所等以外の地から目的地に至る旅費の額と勤務場所等から目的地に至る旅費の額を比較し、いずれか少ない額とする。

2 既に旅行している者が、旅行地から勤務場所又は住所若しくは居所（以下この項において「勤務場所等」という。）以外の地を到着地として旅行する場合における旅費の支給額は、旅行地から勤務場所等以外の地に至る旅費の額と旅行地から勤務場所等に至る旅費の額を比較し、いずれか少ない額とする。

（本邦通過の場合の旅費）

第27条 外国旅行中本邦を通過する場合には、その本邦内の旅行について支給する旅費は、内国旅行の規定による。ただし、外国航路の船舶又は航空機により本邦を出発し、又は本邦に到着した場合における船賃又は航空賃については、外国旅行の規定による。

2 前項本文の場合において、条例第15条第1項第1号の規定の適用については、本邦出発の場合にはその外国への出発地を新居住地又は居住地とみなす。

（年度経過等による区分）

第28条 移動中における年度の経過、職務の変更等のため鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費（家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。）を区分して算定する必要がある場合には、年度の経過、職務の変更等の後に最初の目的地に到着するまでの分及びそれ以後の分に区分して算定する。

（施行の細目）

第29条 この規則の施行に関し必要な事項は、総務局長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の職員の旅費に関する条例施行規則（以下「新規則」という。）の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に出発する旅行から適用し、施行日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

3 新規則第20条から第23条までの規定は、施行日以後に退職等となった場合、死亡した場合又は休暇帰国をする場合について適用し、施行日前に退職等となった場合、死亡した場合又は休暇帰国をした場合については、なお従前の例による。

4 新規則第7条及び第8条の規定は、職員の旅費に関する条例（令和7年大阪市条例第20号）第3条第4項及び第5項に規定する者が同条第1項及び第2項の規定により旅費の支給を受けることができる場合について適用し、同条例による改正前の職員の旅費に関する条例（昭和32年大阪市条例第46号）第3条第1項、第20条及び第21条第3項の規定により旅費の支給を受けることができる場合については、なお従前の例による。

(外国旅行の旅費に関する規則の廃止)

5 外国旅行の旅費に関する規則（平成19年大阪市規則第101号）は、廃止する。

別表第1（第2条関係）

行政職給料表の各級に相当する職務の級又は号給料表

行政職 給料表	教育職 給料表 (1)	教育職 給料表 (2)	教育職 給料表 (3)	研究職 給料表	医療職 給料表 (1)	医療職 給料表 (2)	医療職 給料表 (3)	消防職 給料表	保育士 給料表	特定任 期付職 員給料 表
8級					5級					7号給 6号給
7級				4級	4級					5号給
6級	4級	4級	4級	3級	3級	5級	6級			4号給 3号給 2号給 1号給
5級 4級	3級 特2級	3級 特2級	3級	2級	2級	4級 3級	5級 4級	5級 4級	4級	
3級 2級 1級	2級 1級	2級 1級	2級 1級	1級	1級	2級 1級	3級 2級 1級	3級 2級 1級	3級 2級 1級	

備考

- この表において「特定任期付職員給料表」とは、一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成17年大阪市条例第18号。以下「任期付職員条例」という。）第7条第1項の給料表をいう。
- 任期付職員条例第7条第3項の規定により給料月額が特定任期付職員給料表の7号給を超える場合は、同表の7号給とみなして取り扱うものとする。

別表第2（第17条関係）

外国旅行の転居費に係る家財運送量の上限

区 分		上 限
家財の運送単位を容積により算出する場合	職員	9立方メートル
	配偶者	9立方メートル
	子（1人につき）	1.5立方メートル
家財の運送単位を重量により算出する場合	職員	360キログラム
	配偶者	360キログラム
	子（1人につき）	60キログラム